職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校の支援学級設置については、市町村教育委員会の設置計画をもとに、各学校における在籍予定の児童生徒の障がいの状況やその学級の状況を聴取した上で、実態に応じた障がい種別による支援学級設置の促進に努めているところ。今年度は、政令市を除いて昨年度に比べ、小学校で90学級、中学校で75学級、義務教育学校で２学級、計167学級の増設置となっている。

今後とも、支援学級在籍児童生徒数の推移状況を見極めながら、子どもの障がいや学級の状況を勘案し、障がい種別による学級設置の促進を図り、教育水準の確保に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　令和３年度も府立支援学校に校内の消毒や給食時の見守り等を行う「スクールサポートスタッフ」と児童生徒の直接介助等に携わることができる「学習支援員（介助員）」を配置した。

　令和４年度についても予算要求をしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

　令和４年度文部科学省予算案においては、教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、4,690人の定数改善が行われることとなっている。

　引き続き、国への働きかけやその動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

　スクール・サポート・スタッフ配置事業については、今年度、国庫補助事業である教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用し、市町村の配置計画を踏まえて補助金を措置しているところ。

　引き続き、予算確保に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

支援学級の設置については、市町村教育委員会からの設置計画をもとに、支援学級在籍予定の児童生徒の障がいの状況等を聴取し、実態に応じた支援学級設置の促進に努めているところ。

今後とも、学校教育法第81条をはじめ、各法令に則り、障がい種別による支援学級の設置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校における障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、今年度は政令市を除いて167学級の増設置を行ったところ。また、支援学級の編制基準の見直しや教職員定数の改善について、国に要望している。

府としては、障がい種別による学級編制に基づく支援学級設置を促進しているところ。今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会からの設置計画をもとに、学校ごとに在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による支援学級設置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中学校の支援学級の在籍児童生徒数は年々増加しており、障がいの状況は重度化・多様化している。支援学級の設置については、各市町村教育委員会からの設置計画をもとに、今年度は、昨年度に比べ、政令市を除いて小学校で90学級、中学校で75学級、義務教育学校で２学級の合計167学級を増設置している。

府教育庁としては、今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会の設置計画をもとに、学校ごとに支援学級在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による支援学級設置の促進に努めていく。

加えて、学校教育法において、支援学校のセンター的機能が明確に位置づけられていることを踏まえ、「支援教育地域支援整備事業」では、府立支援学校がセンター的機能をより一層発揮し、支援学校リーディングスタッフによる訪問相談等を通じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用についての指導・助言を行うなど、小・中・義務教育学校における支援教育の充実に努めていく。

今後とも大阪府における支援教育の現状を踏まえ、市町村教育委員会と連携しながら、一人ひとりのニーズに沿った、よりきめ細やかな子どもへの対応となるよう、教育条件の充実に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進している。

支援教育の実施にあたっては、大阪が培い推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層されるよう、府教育庁として、一人ひとりの障がいや学級の状況等を見極めながら、実態に即した人的配置等、国に対して十分な条件整備について要望している。

通級指導教室については、今年度、政令市を除いて昨年度に比べ23教室を増設置し、小学校で245教室、中学校で86教室、義務教育学校で４教室を設置している。

府教育庁としては、通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況を踏まえ、今後とも、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施するよう要望していく。

また、支援教育コーディネーターについては、平成19年度から府が所管する全ての市町村の小・中学校において指名され、校務分掌に位置付けられているところであるが、さらなる支援教育体制の充実に向け、基礎定数化が図られるよう、引き続き、国に要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況や、支援のニーズを踏まえ、府教育庁では、市町村教育委員会と連携し、通級指導教室の増設置に努めている。今年度は昨年度に比べ、政令市を除く小・中・義務教育学校あわせて23教室を増設置し、現在335教室を設置している。

府教育庁としては、今後とも通級指導教室の充実に努めるとともに、通級指導教室の基礎定数化が確実に図られるよう、引き続き国に対して要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成29年度から、国が看護師配置に係る市町村への直接補助制度を創設し、看護師を配置するすべての市町村に国庫補助がなされている。

府教育庁としては、平成30年度より、学校看護師の定着支援や医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備等に対する補助を行う「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しているが、今年度から事業内容を再編・拡充し、外部人材の活用に係る経費、市町村教委が行う通学支援に係る経費についても、その一部補助を行っているところ。

引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒が安全・安心に、地域の小・中学校へ就学・通学することができるよう、ハード・ソフトの両面から市町村の取組みを支援していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

今後の知的障がいのある児童生徒の増加への対応については、令和２年10月に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、もと府立西淀川高等学校を活用した知的障がい支援学校の整備を進めており、今後、交野支援学校四條畷校などへの対応も含め、検討していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成24年４月１日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の一部改正で、市町村教育委員会の判断により、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が学校運営上や教育上望ましい場合には、標準学級数に応じて配置した定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

職員の業務負担軽減に関する項目

国は、義務教育標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を５年かけて段階的に35人に引き下げるが、府としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続する。

国に対しては、35人学級を小学校全学年で早期に実現するとともに中学校にも拡充すること、さらに35人学級への計画的な引き下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持するよう、要望を行っているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールを定めている。

令和４年度入学者選抜については、今年３月に方針を決定、公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の校長を対象に説明を行った。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付した。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している「進学フェア」は中止することとなったが、代わりに「WEB版大阪府公立高校進学フェア2022」において、入学者選抜制度に係る資料を掲載した。10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などに対して説明を行った。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　チャレンジテストについては、中学生チャレンジテスト実施要領に基づき実施している。

職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

教員採用選考テストにおいては、校種・教科による区分での募集及び選考を基本としているところ。

給与制度に関する項目

給料の調整額については、平成18年３月31日付けで、職員の給料の調整額に関する規則を改正し、３年間の経過措置を講じた上で廃止した。